



季刊「鯨組み」

平成26年夏号<NO.4>

NPO法人 クジラ食文化を守る会
〒104-0055東京都中央区豊海町4-5
豊海振興ビル5階(共同船舶棟内)
TEL. 070-5580-4522/ FAX. 03-5547-1182
平成26年8月12日発行

〔巻頭言〕

商業捕鯨再開の時機は来た

NPO法人クジラ食文化を守る会 理事長 小泉 武夫

数年前の秋に北海道の釧路と函館へ行ったとき、私はこの2つの街で偶然のように同じような話を聞いた。まず釧路沖ではこの数年、サンマがあまり捕れなくなった。調べてみたら、多数のミンククジラが沖にやってきて、サンマを大量に食べていることがわかったという。サンマだけでなく、スケソウダラなども深刻な不漁が続いている。

2009年の釧路沖の調査捕鯨は9月5日から10月14日までの40日の予定であったが、悪天候で出港できない日も多く、3日間延長された。さて、捕獲したクジラの胃袋を調べると、どのミンククジラからもスケソウダラが大量に出てきて、関係者をびっくりさせた。これまでミンククジラはオキアミを中心に食べていると思われていた。ところが近年、クジラの食べるものが変化していることが調査捕鯨でわかってきたのである。さらにこのところ、大型種のクジラが釧路沿岸で頻繁に目撃されているが、このミンククジラの食性の変化や大型クジラの出没は、クジラそのものの数が増えているため、オキアミなどの餌が少なくなって、やむなくサンマやタラを食べはじめたこと、また大型のクジラもそれらの餌を求めて沿岸に近づいてきているためと考えられている。

こうしたクジラによる食害で、釧路近海の漁業は成り立たないという状態にまでなっているという。そのため、釧路の漁民たちは水産庁にデモ行進をやらなくてはいけないと話しているという。

さらに函館でも、漁業関係者たちが頭を抱えているのはクジラによるイカの食害である。ご存じのように函館では美味しいイカがたくさん捕れる。伝統的なイカ漁では、夜に船を出して漁火という集魚灯を大量につけて明るくし、イカを集める。だが最近、そこにクジラが大量にやってきて、集まってきたイカを食べてしまうというのだ。とにかくこんなことが、北海道のみならず日本近海で頻繁に起こっているのである。

1970～80年代、今から約30～40年前には、日本の漁獲量は世界でももっとも多く、年間約1200万トンだった。そのうち約400万トンがスケソウダラで、主にかまぼこや練り物のような加工品にされて食べられていた。また、マイワシ、サバ、サンマ、アジなどもよく捕れた。

ところが、近年、日本の漁獲量が急激に減少しているのである。

2005年には570万トン、なんと20年間で半分以下になってしまった。とくに釧路では1980年代には120万トン、つまり日本の魚の1割分を捕っていたのだが、2005年はその10分の1の12万トンまで減ってしまったのである。地球温暖化現象などで海の環境が変わったという要因もあろうが、それだけで10分の1まで減るなど到底考えにくい。

その原因の1つと考えられるのが、クジラによる食害である。長い間、クジラはオキアミだけを食べていると考えられてきたが、胃の中からは様々な種類の魚が大量に出てきた。例えば、釧路に揚がった調査対象のクジラ1頭の胃袋にはドラム缶(200リットル容量)にして2～3缶分のスケソウダラ、サンマ、イカ、オキアミなどが詰まっていた。何百頭というミンククジラが1日にこんなに多く食べているのであるから、1年間にすると驚くべき量になる。

しかも、これはクジラの中では比較的小型のミンククジラの数字なのだ。とにかくクジラは大食漢である。シロナガスクジラは最大級で体長27～30メートル、体重約100～120トンであるが、1日にどのぐらいの餌を食べるかという、オキアミや魚を何と4トン分も食べるのである。

日本鯨類研究所の試算では、1年間で地球上の人類が捕る漁獲高の総量は約9000万トンであるのに対し、地球上のクジラが1年間に食べる魚の総量は約3億～5億トン、実に人類の約3～5倍をクジラが食べているというのだから、驚くと言うより、問題は深刻であると考えた方がよい。

問題は日本だけではない。商業捕鯨が禁止されて長い年月が経ち、その間クジラは毎年のように増えているのであるから、日本のみならず世界中の漁民たちが今、本当に困っているのである。最近の海外からのニュースでは、カナダやアメリカの漁民たちもクジラの食害を真剣に考え始め、とりわけ反捕鯨国のリーダー格のアメリカで、この問題が浮上し始めているという。まったく皮肉な話だ。結局、科学を否定してまでクジラを過剰に保護したことによってクジラの数が増加し、それが海の生態系に重大な影響を与えているだけでなく、自国の漁民にまで不安を抱かせているのである。今こそ反捕鯨国は、大局的な立場から商業捕鯨を再考すべきではあるまいか。

「日本の全面敗訴ではない」 国際司法裁判の判決に3人の専門家が指摘

水産ジャーナリスト 梅崎 義人（NPO理事）

国際司法裁判所（ICJ）は、去る3月31日、「日本の現行の南極海における調査捕鯨は、国際捕鯨取締条約8条に規定する調査捕鯨の内容に合致しないので中止すること」との判決を下した。

日本のメディアはそろって「日本敗訴」「調査捕鯨中止へ」といった報道をした。日本のメディアの報道は正確ではなかった。判決文を精読すると、確かに「現行の南極海における第Ⅱ期の調査は条約に合致せず」として中止を命じているが、調査に関する基本的な点は全て是認している。調査の必要性を認め、捕殺しない調査では目的は達成されないとして致命的調査を認め、調査の副産物の鯨肉を販売することも認めている。

そして最後に「救済措置」として次のように述べている。「日本が将来調査を実施する際は、本判決に含まれる理由付けと結論を考慮することが期待される」

この文は「日本が将来調査を実施する際は本判決で示された疑問点や問題点をクリアしてほしい」と読める。

つまり、ICJが納得できる調査を期待しているのである。

ICJの疑問点とは何か。すばり言って捕獲頭数である。2010年5月、豪州政府は日本の調査捕鯨を捕鯨条約違反としてICJに提訴した。理由として(イ)日本の調査は捕鯨会社の組織維持が目的、(ロ)鯨類資源管理に関する科学的貢献度はゼロに近い、(ハ)捕獲頭数を設定しておきながら、それを達成していないのは、鯨肉の在庫調整、(ニ)日本の設定した捕獲頭数は、日本以外の学者の誰からも統計的妥当性を支持されていない。などの点があげられている。

この中でICJが妥当として採り入れたのが、(ハ)と(ニ)である。だが(ハ)は設定した捕獲頭数を達成できなかったのは、グリーンピースやシーシェパードの妨害によることが原因だった。この事実を目を向けていないのは納得できない。(ニ)について日本は世界的にも権威のある統計数理研究所の分析した捕獲頭数を設定している。南極海Ⅰ期調査の300頭から850頭に増やした科学的目的を、ICJ判事が理解できず「商業性あり」と判断した。今後、新しく調査を始める時には外国の統計学者に分析、評価を依頼することを考慮すべきだろう。

水産ジャーナリストの会は6～7月にかけて、ICJ判決に関する研究会を開催した。3人のゲストスピーカーはいづれも「日本の完敗ではない」という受け取り方をしている。ここに3人のスピーカーの講演の概要を紹介する。

◇米澤邦男氏（元ICWC日本政府代表）－多数意見に反対した小和田判事の常識

(イ) 日本のメディアは「日本完敗」といった報じ方をしているが、決してそうではない。現行の南極海での第Ⅱ期調査が科学的目的に合致していないと指摘しているだけで、調査自体を否定していない。

それ以上に注目すべき点は、国際捕鯨取締条約の目的（鯨類の保護と利用、捕鯨産業の健全な育成）はICWCが修正することはできない、と述べている点である。この目的に合致しない捕鯨禁止はありえないとの論を内包している。

(ロ) もうひとつ注目すべき点は、1994年にICWCで採択されたRMP（クジラを持続的に獲る管理方式）が、鯨類の保護に予防的管理手段となるとして今日なお適用可能であることに3カ国（日本、豪州、ニュージーランド）が合意している、と述べていることだ。RMPの下で商業捕鯨の再開に異論はないとの合意がある点に触れたことは、現行の調査で敗訴になったことはどうでもよいほど大きい意味がある。

(ハ) 判決文を読んで小和田恒判事の意見には、救われた思いが湧く。同判事は始終一貫して多数判断に異を唱えている。具体的に言うと次の諸点である。

(a) 捕鯨モラトリアムには科学的根拠はない。

(b) Ⅱ期調査の活動につき分析しているが、それは科学に関する専門知識なしには成立せずICJの立ち入るべき領域ではない。

(c) 原告は調査捕鯨に異議を申し立てている以上、具体的かつ決定的な証拠を提示することが要求されるが、それが提示されていない。

(d) 調査に多少の欠点があったことをあげつらい、これを持ってⅡ期調査を止めるべきとの理由にはならない。調査の成績が良かったかどうかという点は争点とは関係ない。

16人の判事のうち12人が反捕鯨国出身であり、その結果12対4の多数決で日本に不利な判決となったが、小和田判事の指摘は事実につき常識そのものだった。

◇畑中 寛氏（日本鯨類研究所・顧問）－調査捕鯨の合法性を認める

(イ) ICJ判決のポイントは、現行の第Ⅱ期南極海調査の捕獲頭数が多過ぎること、実行不可能な標本数を設定していることを理由に、その続行は認められないとの内容である。豪州が一番勝ち取りたかった点については却下している。それは、(a)日本の調査は疑似商業捕鯨、(b)調査は捕獲しなくても可能一の2点である。

(a) については、鯨肉を販売していることは調査の範囲外と見なすことはできない。

(b) については、捕獲しなければ必要なデータが入手できないのは明らか、と指摘している。このようにICJは捕獲調査の合法性は認めている。この点は日本の勝利といってよい。

- (ロ) 捕獲を伴わない非致死調査こそ純粋な調査と豪州は主張するが、実はこれこそ無駄な仕事と言える。鯨の糞を採取することは不可能だ。わが国はバイオプシー調査といってヒモのついた弾を鯨の皮膚に打ち込んでその一部をサンプルとして採取する作業を行っているが、これは鯨の系統群解析の資料である。実際に捕獲して、耳垢栓、卵巣、子宮、生殖腺、大腸の一部を採取してこそ自然死亡率、性成熟年齢、妊娠率などの生物学的データが得られる。この点はIWCの科学委員会では多くの科学者の常識になっている。
- (ハ) ICJが現行調査を科学的と認めなかった2つの理由、過大な目標頭数と実捕獲頭数のギャップについては、まさに科学的無知の表われである。調査目標を設定し、予想される様々な出来事を計算したうえで、統計学の専門家のアドバイスをを入れて決めた数字である。第I期と同じことをしているのに第II期の頭数が多すぎるとい理由は幼稚すぎる。I期のデータよりさらに多くのデータを得て異なる推定をするためにII期の頭数を増やした。目標頭数より実捕獲頭数が少なかったギャップは、シーシェパードとグリーンピースによる妨害活動で生じた結果である。この点について全く配慮がなされていないのは、納得できない。
- (ニ) 今年の2月24日から28日まで、IWCの科学委員会が主催する日本の南極海第II期調査捕鯨の第1節(2006~2012年)をレビューする会合が東京で開催された。その報告書はIWCのホームページに掲載されているが、おもな点をあげると次のとおり。
- (a) 目標頭数と実捕獲頭数のギャップは外部からの妨害によることを認める。それは調査実施者が防ぐことができなかった。
- (b) 致死的数据によるミンク鯨の年齢解析を評価する。現段階で資源動態を最も適切に反映している。
- (c) 鯨の持続的利用への貢献について、日本の南極海における調査が今後の鯨資源の管理を大きく改善することに合意する。

このようにIWC・科学委員会の科学者たちはわが国の南極海における調査捕鯨を評価しており、否定的な意見は全く出ていない。ICJへの訴訟は昨年10月に結審したので、この科学委の報告書を資料として提出できなかったことは残念でならない。ICJの判決内容は、鯨の科学に無知で興味もない法律家の権拙な考えでまとめられたという感じを拭えない。

◇森下丈二氏(国際水産資源研究所・所長) -パーセプション・ギャップに負けた

- (イ) 今回の裁判に携わって「パーセプション・ギャップに負けた」とつくづく感じている。Perseptionという言葉は「固定概念」「思い込み」という訳が適切だ。ICJの裁判官や日本側が雇った国際法学者たちは、最初から「モラトリアムを破った日本が悪い」とのパーセプションを持っていた。IWCの1982年のモラトリアム規定は「1985年から鯨の捕獲頭数をゼロとする。1990年までに資源の包括的評価を行い、規定の修正および捕獲頭数の設定につき検討する。」となっている。どこにも捕獲禁止という言葉はない。資源の評価を行うということは調査を実施するという意味だ。この点を正しく理解している人が外国人にいなかったことが、現行調査を否定する判決内容になった。判事たちやわが方が雇い入れた学者たちの間違ったパーセプション・ギャップを解くのに、2年半以上かかった。これに対して豪州は正義漢視されていたから大きなハンディがついていたと言える。米に「パーセプション・ギャップが政治を動かす」という言葉がある。今回はこの言葉の意味をしみじみと体験させられた。
- そのひとつとして最初の公判で感じたことがある。15人の判事のほとんどが事前に日本側の資料に目を通していなかった。われわれの主張を聞き、それまでのパーセプションが間違いであったことに気付いた判事たちが、「日本の主張は筋が通っている。日本の資料を読んでみよう」と発言したのである。大変失望した。
- (ロ) 日本のメディアの多くが「日本の負け」という扱いぶりだったが、これは正しくない。判決をよく読むと、日本に軍配を上げている点がいくつかある。捕鯨取締条約の目的の変更は不可、調査での致死の調査は正当、鯨肉の販売と取得金による調査の実施は条約の範囲内ーといった点だ。つまり調査そのものをはっきりと認めている。
- (ハ) 判決246項は「将来調査捕鯨を検討するに際しては、本件判決に提示された論理と結論を考慮することを期待する」という表現になっている。「際しては」にASを使っている。これは起り得ることを想定している時に使う語である。想定していない時はIFを使う。「われわれの論理と結論を踏まえて調査をやり直してほしい」と述べているわけだ。

ICJ判決は現行のJARPA IIは条約に合致しないと判断しただけであって、その他の点では調査の正当性を認めている。私は今回の判決は「引き分け」といった内容と理解している。

連載随想 クジラ食文化(4) 明治後期に日本鯨食文化を世界に紹介した外国人

(財)日本鯨類研究所顧問・農学博士 大隅 清治

後にニューヨーク自然史博物館の館長になった、生物学者のロイ・C・アンドリウス氏は、ゴビ砂漠で恐竜の卵の化石を発見した冒険家として有名であり、その上に、日本でも何回も上映されて好評であった、冒険映画の主人公のインディ・ジョーンズのモデルともいわれていた人物である。しかし、彼が今から百年以上も前に、日本の捕鯨操業を体験し、それを世界に紹介していたことは、あまり知られていない。

そのアンドリウス氏が若い頃、米国の軍艦アルバトロス号による東南アジアの調査航海に、調査員として参加した。その航海途中の明治42(1909)年に、補給と休養のために寄港した長崎市で市場を調査していた際に、彼は大量の鯨肉が市中に出回っているのに驚き、当時日本で捕鯨が盛んに行われていることに気が付いた。そこで彼は、日本での捕鯨の調査と鯨類の骨格標本の採集を思い立ち、所属の博物館の許可を得てから、当時日本最大の捕鯨会社であった東洋捕鯨株式会社(日本水産株式会社の前身)の下関本社を訪ねた。会社は彼の希望を快く受け入れて、捕鯨基地での滞在と操業捕鯨船への乗船を許可し、彼の調査活動に全面的な協力を約束した。かくして彼は、和歌山県の大島と宮城県の新潟川の捕鯨基地に暫くの間滞在して、捕鯨操業の実態を体験し、シロナガスクジラを含む、鯨類骨格標本のニューヨーク自然史博物館標本のための採集と学術論文の作成に努め、さらにその間の体験を基にした紀行文の材料を蒐集した。

最近筆者は、勇魚文庫の細田徹氏のご厚意で、今でも世界的に広く読まれている、ナショナルジオグラフィック誌の1911年5月号にアンドリウス氏が執筆した「捕鯨、一つの世界的産業」と題する紀行文が存在することを教えて頂いた。その中に、日本が近代捕鯨法を導入してから間もない、明治後期における沿岸大型捕鯨と鯨食文化の実態についての記述があった。その内容は、外国人が自ら体験した当時の日本の鯨食文化の紹介として、当会の会員の皆様にとっても、興味深いと思われるので、彼の紀行文の中で1909年当時の日本での捕獲鯨の利用に関連する部分を、筆者が抜粋、抄訳して、以下に紹介する。

「日本の沿岸捕鯨は、ノルウエーから捕獲方法を導入して、この10年間に急速に発展したが、日本ほど鯨の体を完全に利用している国は、世界の何処にもない。日本人は欧州の捕鯨技術を短期間に巧みに吸収したばかりでなく、日本人が長い間培ってきた古式捕鯨の多くの体験をそこに加えて、日本独自の近代捕鯨が成立している。

日本人の生活に鯨肉が大きな役割を果たしていることを知る人は、世界に殆どいない。日本では、米、魚、野菜に、食材の大部分を頼っている。貧しい人々は、牛肉のかわりに、鯨の肉と脂皮を利用している。日本では、ザトウクジラの肉が、1ポンドあたり15銭(筆者注：100グラム当たり約3銭、現在の物価に換算すると、約34円)以下で買える。そして、食べられる部分は、肉や皮だけではない。内臓も食用にし、鯨油を生産した後の内臓や骨も、細かく刻んだりして、天日で干して、肥料にする。

鯨肉は鹿肉に似た味がするが、独特の匂いがする。私は日本の捕鯨基地で毎日のように鯨肉を食べたが、それは私の口に合うだけでなく、健康にもよいことが分かった。日本人は鯨肉を種々の料理法で食べているが、最も普通には、鯨肉を薄く切って、醤油をつけて、生で食べる。

暑くて、生の鯨肉を遠くまで運べない夏には、鯨肉を缶詰にする。鯨体処理場内の工場において、大きな釜で鯨肉を煮て、缶詰を作り、東京など、日本全国の市場に船で出荷する。

欧州や米国で、鯨肉を嫌う偏見があるのは、大変に不幸なことである。日本風に味付けした鯨肉缶詰は、欧米で売っている牛肉の缶詰よりも味が優れている。

米国や欧州では殆ど価値のないナガスクジラ科鯨類のくじらひげ板も、日本人によって種々に加工して利用されている。私が東京の東洋捕鯨株式会社を訪ねた時に、日本人の賢い頭と、器用な手で生み出された、くじらひげ製の煙草入れ、炭籠、スリッパ、その他の美しい品物を見て、私は、驚くとともに、とても嬉しく思った。

世界の捕鯨は、政府がクジラの保護のために重い腰を上げないでいると、やがて商業的に絶滅する可能性がある。しかし私は、日本人は最後まで捕鯨を生き残せるだろうという希望を持っている。それは、日本では西洋における牛や羊と同じように、人々が大事に鯨を捕獲し、利用しているからである。」

反捕鯨グループは、日本で鯨食が普及したのは、太平洋戦争の敗戦以後でしか過ぎないとデマ宣伝している。しかしながら、欧州から効率的な捕鯨法を導入しても、鯨油の生産だけを目的とする、欧米方式を無定見に見習うことなく、古式捕鯨の昔から営々として築き上げた鯨食文化を堅持して、「和魂洋才」の“日本型捕鯨”を百年以上前にすでに確立していたことを、アンドリウス氏は、外国人の目で直接に見て、正しく理解していたことが、この紀行文でよく分かる。